

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 (設計改修一括)

耐震診断士向け 補助申請マニュアル

(概要 編)

令和4年度（2022年度）

○本マニュアルの活用にあたって

このマニュアルは、熊本市戸建木造住宅耐震診断士（以下、「耐震診断士」という）が熊本市戸建木造住宅耐震改修事業（設計改修一括）を実施するにあたり、補助金交付申請から耐震改修工事完了までの一連の流れを円滑に進めていただくことを目的として作成したものです。

このマニュアルでは、主に、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業（設計改修一括）における事業の流れを中心に説明をしています。

耐震補強計画設計、耐震改修工事の詳細については【耐震診断士向け 補助申請マニュアル（資料編）】に記載をしておりますので、そちらも併せてご確認くださいませうようお願い致します。

目次

事業概要

耐震改修事業を行う耐震診断士について	・・・ 1
設計改修一括の補助について	・・・ 1
補助対象住宅	・・・ 2
補助の申請者	・・・ 3
本事業で発生する業務について	・・・ 4

補助金交付までの流れ（設計改修一括）

業務フロー	・・・ 5
①補強計画設計と耐震改修工事及び工事監理の見積書を作成	・・・ 6
②「補助金交付申請書」等の提出	・・・ 7
③補強計画・設計の契約、再診断、補強案の作成、積算	・・・ 10
④「補強計画設計報告書」等の提出	・・・ 11
⑤耐震改修工事及び工事監理の契約、耐震改修工事及び工事監理の実施	・・・ 13
⑥耐震改修工事の完了、工事写真の整理、耐震改修工事監理報告書の作成	・・・ 14
⑦「完了実績報告書」等の提出	・・・ 15
⑧「補助金交付請求書」等の提出	・・・ 16

設計改修一括から補強計画設計と耐震改修工事へ補助を分ける場合

業務フロー	・・・ 17
①「補助金交付変更承認申請書」等、「完了実績報告書【補強計画設計】」等、 補助金交付申請書【耐震改修工事】等の提出	・・・ 18
②「補助金交付請求書【補強計画設計】」等の提出	・・・ 18

設計改修一括から補強計画設計のみへの補助に切替える場合

業務フロー	・・・ 19
①「補助金交付変更承認申請書」等の提出	・・・ 20
②「完了実績報告書」等の提出	・・・ 20
③「補助金交付請求書」等の提出	・・・ 20

耐震改修工事のみの補助について

業務フロー	・・・ 21
①耐震改修工事及び工事監理の見積書を作成	・・・ 22
②「補助金交付申請書」等の提出	・・・ 22

耐震改修工事中に設計変更がある場合

業務フロー	・・・ 2 3
①耐震改修工事及び工事監理の実施	・・・ 2 3
②「完了実績報告書」等の提出	・・・ 2 4

参考資料

耐震改修工事概算見積書の参考例	・・・ 2 5
補助金交付申請書の記入例	・・・ 2 6
事業計画書の記入例	・・・ 2 7
補助事業の実施に係る同意書の記入例	・・・ 2 9
委任状の記入例	・・・ 3 0
り災報告書の記入例	・・・ 3 1

事業の概要

設計改修一括（以下、「本事業」という）は、耐震診断士が耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点を1.0未満から1.0以上にするための補強計画設計（補強案の検討や設計図書の作成、工事費の積算など）、耐震改修工事（工事監理を含む）を一括で実施する場合の工事費用（工事監理の費用は除く）の一部を所有者等へ補助するものです。

また、本事業は熊本市戸建木造住宅耐震改修事業実施要綱（以下「実施要綱」という）、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）に基づき、運用します。

耐震改修事業を行う耐震診断士

熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業で登録されている建築士（耐震診断士）

設計改修一括の補助について

補助の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（ <u>5千円の倍数</u> となるよう端数を切り捨てた額とする）
補助率	耐震改修工事費の4/5以内
補助金額	上限100万円

★熊本市戸建木造住宅耐震化事業（遡及補助）は令和2年度をもって制度を終了しています。

対象住宅

本事業の対象住宅は以下の全てに該当するものです。

1. 耐震診断士による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
2. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅
(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
3. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの
4. 3階建てまでのもの
5. 平成12年5月31日以前に着工したもの
(昭和56年6月1日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明を取得されているものや被害写真等により被害が確認できるもの)
6. 平成12年6月1日以降に増築している場合、増築部分の床面積が延床面積の2分の1以下のもの
7. 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
8. 過去にこの事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて補強計画設計、耐震改修工事をしたことのないもの

補助の申請者

申請者は次のすべてに該当している方とします。

- ①改修工事をする住宅の所有者※¹または所有者と同等と市長が認めるもの★
- ②補強計画設計・工事監理・改修工事の契約者※¹
- ③市税を滞納していない方
- ④同一敷地内の建物で、以前に耐震改修工事の助成（補助金）を受けていない方
- ⑤暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でない方

※1：「住宅の所有者」＝「補助の申請者」＝「補強計画設計・工事監理・工事の契約者」が原則です。

★所有者と同等と市長が認めるものについて

以下の①～③の例については、必要書類を提出していただくことで、補助の対象とすることが出来ます。なお、以下に示した例はあくまでも一例ですので、対象とできるかご不明な場合は、熊本市までご相談ください。

①現在は空き家となっているが、耐震改修工事後に所有者が居住する場合

・念書★

②住宅の所有者が故人で、代理者（2親等以内）が申請をする場合

- ・所有者が亡くなっていることが分かる書類
- ・所有者との続き柄が分かる書類
- ・念書★

③中古住宅を購入して耐震改修工事後に所有者が居住する場合

- ・中古住宅売買の契約書
- ・念書★

★念書の書き方や記載する内容等についてご不明なことがある場合は、熊本市までご相談ください。

本事業で発生する業務について

設計改修一括で補助金の対象となる業務については、「耐震改修工事」の費用のみとなっていますが、補強計画設計及び工事監理の業務は、登録診断士が実施する必要があります。

補強計画設計

- ・再診断（追加調査、現況の耐震診断書の作成を含む）
- ・申請者との打合せ
- ・補強方法の検討
- ・補強案の作成
- ・現況の各階平面図の作成
- ・耐震改修工事の設計図書の作成（補強後の耐震診断書の作成を含む）
- ・耐震改修工事費の積算

耐震改修工事

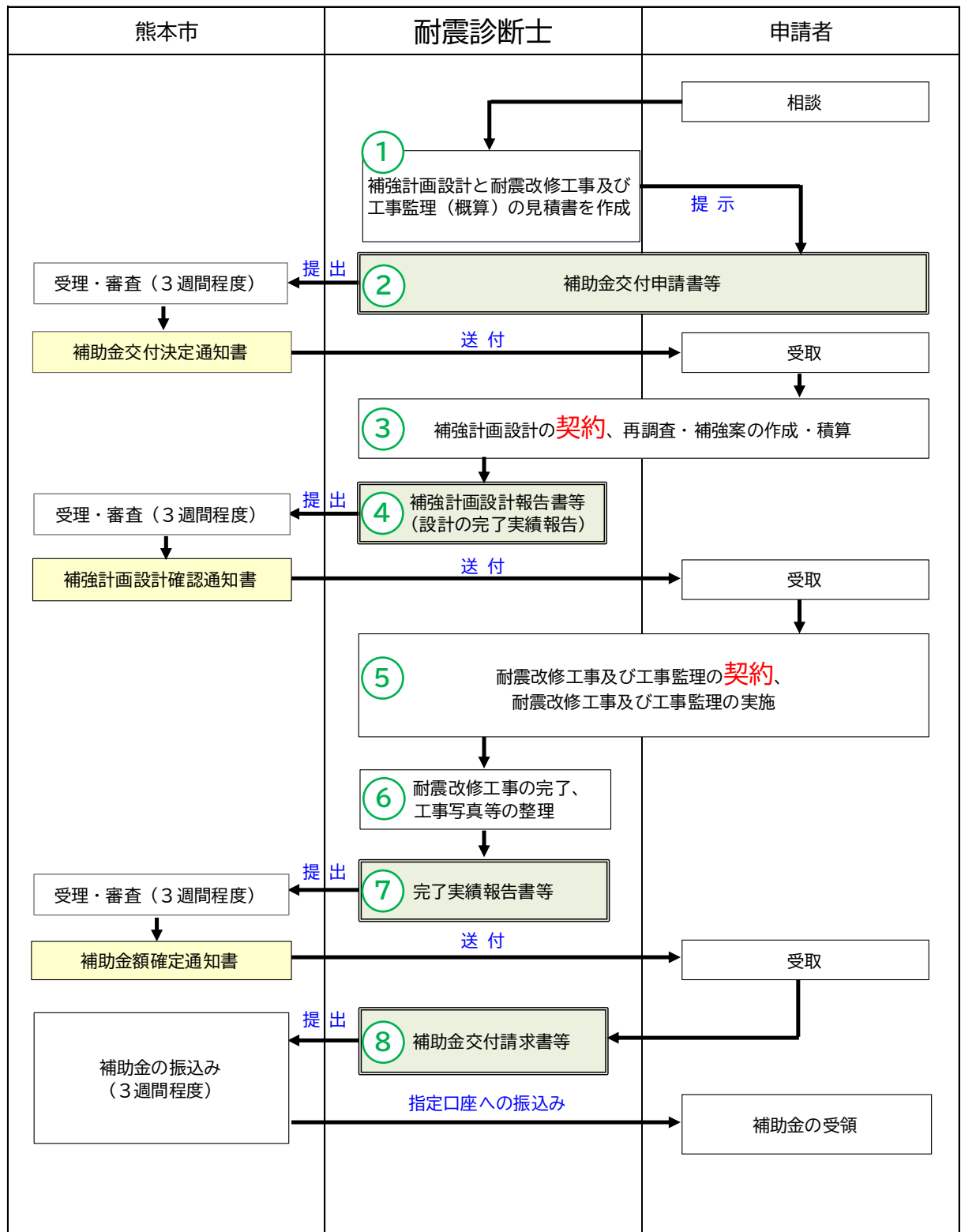
- ・筋交いおよび構造用合板等による壁の補強
- ・金物等による補強
- ・基礎の補強
- ・屋根の軽量化
- ・上記の耐震改修のために必要な現状復旧費（補強範囲におけるクロスの復旧、押入等の棚の設置、エアコンの脱着等）

工事監理

- ・耐震改修工事の工事監理（工事中の現場確認や問題への対処、工事写真の撮影・管理等）
- ・工事監理報告書の作成及び申請者への報告

補助金交付までの流れ（設計改修一括）

事業のフロー



①補強計画設計と耐震改修工事及び工事監理（概算）の見積書を作成

耐震診断後、申請者から補強計画設計及び耐震改修工事を実施したいと相談を受けたときは、本事業の内容を十分にご説明していただき、十分に納得をしていただいた上で、申請の準備（補強計画設計の見積書と耐震改修工事及び工事監理にかかる費用の概算の見積書の作成等）を行ってください。

注意点

□耐震改修工事及び工事監理の見積書の様式が分からない場合は？

概算の見積書については熊本市で概算の見積書の様式（P. 25 参照）を作成していますのでご活用ください。なお、耐震診断士が独自で作成した概算の見積書でもかまいません。ただし、補強計画設計の契約は締結しないでください。

□リフォーム工事や耐震補強工事以外の修繕などの要望がある場合は？

本事業で補助の対象としているのは、耐震改修工事に係る費用となっておりますので、リフォーム工事等の費用については補助の対象外となることを伝えてください。

□対象住宅に建築基準法違反がある場合は？

建築基準法違反が有る場合は補助対象になりません。
判断に迷う場合は、ご相談ください。

□業務内容及び工事金額にご納得いただいていますか？

申請者が業務内容や補助金制度ご理解いただいていない場合、トラブルの原因にもなりますので、本事業の内容をご説明の上、申請を行ってください。

□他の補助事業と併用して本事業を進める場合は？

耐震診断士が申請者に補助金を併用するかを確認し、本事業との併用が可能か※1 どうかをお調べの上、熊本市へご相談ください。原則として、併用する事業の経費が本事業の経費と重複する場合には、補助金はお支払いできません。

※1：本事業では補助金の併用が問題なくても、他の事業では併用を認めていない場合がございます。

【他の補助事業の例】

①こどもみらい住宅支援事業 ②グリーン住宅ポイント

□過去に熊本市の耐震シェルター工事の補助金を受けたものでも、設計改修一括の事業に申し込めるのか？

その場合は耐震シェルター工事補助金の額を差し引いた額を補助金額とします。

例）既に耐震シェルターの補助金（20万円）を受け取っている場合

100万円（設計改修一括の条件）－20万円＝80万円➡補助金の上限

②「補助金交付申請書」等の提出

本事業の申請する際には、「補助金交付申請書」（交付要綱 様式第1号）等を熊本市に提出してください。

熊本市は補助金交付申請書を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めた時は「補助金交付決定通知書」（交付要綱 様式第2号）を申請者に送付します。

「補助金交付決定通知書」を補助事業者★が受け取ったら、補助事業者より連絡がございます。

★申請者（補助金の交付を受けようとする者）が「補助金交付決定通知書」を受けたら、補助事業者となります。

補助金交付申請に必要な書類

提出書類	摘要
補助金交付申請書 (交付要綱 様式第一号)	・ ホームページからダウンロード可能です。
事業計画書（別紙1）	・ ホームページからダウンロード可能です。
補強計画設計の見積書の写し	・ 様式はございませんので、耐震診断士の皆様でご準備ください。（日付の記載、押印が必要です）
耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し	・ ホームページからダウンロード可能です。 また、耐震診断士が独自で作成した概算の見積書でもかまいません。
住民票の写し	・ 各区の区役所区民課及び出張所で取得できます。 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストアでも取得可能です。
住宅の所有者がわかる書類の写し (登記事項証明書)	・ 登記事項証明書は法務局（熊本市中央区大江3-1-53）で取得できます。
市税の滞納がないことの証明書の写し	・ 中央区役所は市民税課、その他の区役所（北、南、東、西）は税務室で取得できます。
補助事業の実施に係る同意書 (別紙2)	・ 対象住宅に共有者または賃借人がいる場合は提出が必要です。（P.29参照）
建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの	・ 登記事項証明書で建築年が確認できる場合は省略可能です。
罹災証明書又は罹災報告書	・ 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合はどちらかの提出が必要です。 ・ 罹災証明書は各区役所の福祉課で取得できます。 ・ 罹災証明書が提出できない場合、罹災報告書（派遣要綱様式第2号）をご提出ください。
耐震診断結果報告書の写し	・ <u>耐震診断結果報告書の写し</u> 、 <u>耐震診断ソフトの計算書</u> 、 <u>調査写真</u> を提出ください。
委任状（交付要綱 別紙3）	・ 耐震診断士が手続きを委任される場合に必要です。（P.30参照）
その他市長が必要と認める書類	・ 必要に応じて提出をしていただくことがございます。

注意点

□申請者は適切ですか？

本事業は原則、「住宅の所有者」＝「補助の申請者」＝「工事の契約者」を守っていただく必要があります。

ただし、住宅の所有者ではない方が申請する場合で所有者と同等と市長が認めるものについては、必要書類を提出していただくことで、申請可能となる場合がございますので、その場合は申請前に熊本市にご相談ください。(P. 3 参照)

□申請書等の様式は最新のものですか？

最新の様式は、熊本市のホームページで公開をしておりますので、そちらをご使用ください。

□申請者の押印する印鑑について

各書類（申請書等の様式、契約書）に使用する印鑑は認印で構いません。

ただし、各書類ともに同じ印鑑を使用してください。

□住宅の所在地（地番）が分からない場合は？

住宅の所在地（地番）は登記事項証明書でご確認ください。

□熊本市の耐震診断士派遣事業を利用せずに申請者の自費で耐震診断を実施した場合は申請できるのか？

熊本市耐震診断士派遣事業を利用せずに耐震診断を実施した場合でも、耐震診断士が耐震診断を実施していれば、本事業への申請は可能です。

その場合でも、耐震診断士派遣事業と同じように、『耐震診断結果報告書、耐震診断書（診断ソフトによる計算結果）、調査の状況写真等』を提出してください。

□「事業計画書（別紙1）」や熊本市が作成した「耐震改修工事概算見積書」に入力されている床面積の根拠が分かる書類は提出されていますか？

原則、耐震診断書に記載される床面積を記載してください。耐震診断ソフトによっては、必要耐力算定用面積しか記載されない場合があるので、その際は、登記事項証明書や建築確認の床面積を記載してください。

□対象住宅に共有者がいる場合は？

耐震改修工事の実施について共有者の同意が必要になりますので、「同意書」（交付要綱 別紙2）を提出してください。(P. 29 参照)

□貸家の所有者が賃借人がいる住宅を申請する場合

申請時に、貸家の賃借人の住民票または賃借人が対象住宅に住んでいることが分かる公的書類（公共料金の領収書等）の写しと耐震改修工事を行うことに対して同意をしている旨の「同意書（交付要綱 別紙2）」を添付の上、申請をしてください。（P. 29 参照）

□事業の手続きを耐震診断士が行う場合は？

補助金交付申請時に「委任状」を提出することで、手続きを耐震診断士が代わりに行うことが出来ます。ただし、委任状の提出については、申請者のご相談の上提出をお願いします。（P. 30 参照）

③補強計画・設計の契約、再診断、補強案の作成、積算

耐震診断士は補助事業者と契約を締結し※¹、補強計画設計を実施してください。

耐震診断士は補助事業者と協議のもと、経済性、作業性、耐震改修工事後の外観並びに、耐震改修工事中及び耐震改修工事後の居住性などを総合的に考慮し、補強方法や補強箇所などを検討してください。

補助事業者に作成した設計図書をもとに説明を行い、補強内容や金額等にご納得していただいてから事業を進めるようにしてください。

※1：契約には「工事請負契約書」ではなく、「建築設計業務委託契約書」や「建築士業務委託契約書」等の契約書を使用してください。

注意点

□補強計画設計の契約日は補助金交付決定通知書の日付以降となっていますか？

補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず、補助金交付決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

□追加調査や再診断を実施した結果、上部構造評点が1.0を超えた場合は？

この場合は、補強計画設計内の再診断に要する費用のみが補助対象として扱われます。それ以外の費用は補助対象外となり、補助金額の変更申請が必要になりますので、速やかに熊本市に連絡してください。

□補強計画設計が完了した段階で耐震改修工事を実施しないこととなった場合は？

この場合は、補助事業の種類を変更する手続きが必要です。(P.19参照)

□作成された設計図書の内容に整合性がありますか？

提出前に設計図書、見積書数量等の整合は必ず確認してください。主に建物の形状、壁の耐力、接合金物の種類、筋交いの向き、見積数量などをご確認ください。

□申請者へ設計図書はお渡ししていますか？

トラブルの原因にもなりますので、熊本市へ提出する設計図書と同じものを補助事業者へお渡しいただきますようお願い致します。

④「補強計画設計報告書」等の提出

補強計画・設計の補助事業者への説明が完了したら、「補強計画設計報告書」（交付要綱 様式第6号）等を熊本市に提出してください。

熊本市は補強計画設計報告書を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めた時は、「補強計画設計確認通知書」（交付要綱 様式第7号）を補助事業者に送付します。

補強計画設計報告時に必要な書類

提出書類	摘要
補強計画設計報告書 (交付要綱 様式第6号)	・ ホームページからダウンロード可能です。
補強計画設計に係る契約書の写し	・ 契約日は補助金交付決定通知書の日付以降にとし てください。
現況の各階平面図 実施要綱第4条第4項に掲げる設 計図書	・ 作成時の注意点は「耐震診断士向けマニュアル (設計改修一括)」【資料編】をご確認ください。
耐震改修工事の工程表	・ 会社名や作成された耐震診断士名も記載くださ い。
耐震改修工事及び工事監理の見積 書の写し	・ 数量等をご確認の上提出してください。

注意点

□補強計画設計を行った結果、補助金額に変更が生じた場合は？

「補強計画設計報告及び補助金変更承認申請書」（交付要綱 様式第6号）を熊本市に提出してください。熊本市は、内容を審査し、補助金額の変更の旨を記載した「補強計画設計確認通知書」（交付要綱 様式第7号）を補助事業者に送付します。

□申請者へ最終的な設計図書はお渡ししていますか？

熊本市の審査の中で、提出書類に修正をしていただくことがございます。その場合は、必ず修正した書類を補助事業者にお渡ししていただきますようお願い致します。

□設計改修一括から補強計画設計＋耐震改修工事にした方が補助金額が高い場合は？

補強計画設計の結果、設計改修一括（４／５、上限１００万円）より補強計画設計（２／３、上限１４万円）＋耐震改修工事（１／２、上限６０万円）の方が受け取れる補助金が高くなることもあるため、注意をお願いします。

例)

要する費用	補助金額	
	設計改修一括 （４／５、上限１００万円）	補強計画設計 （２／３、上限１４万円）＋耐震改修 工事（１／２、上限６０万円）
補強計画設計：２１万円	—	１４万円
工事監理：１０万円	—	３０万円
耐震改修工事：５０万円	４０万円	
合計	４０万円	４４万円

※『設計改修一括』から『補強計画設計』と『耐震改修工事』へ補助を切り分ける場合は、P. １７～１８を参照ください。

⑤耐震改修工事及び工事監理の契約、耐震改修工事及び工事監理の実施

「補強計画設計確認通知書」が補助事業者が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結してください。※¹

耐震診断士（工事監理者）は耐震改修工事の内容を補強計画設計の設計図書と照合し、工事が適切に行われているかを確認し、設計図書の通りに実施されていないときは、設計図書の通り実施するよう施工者に指示をしてください。

また、耐震診断士は工事の進捗状況を各工程ごとに写真で管理してください。※²

※¹：契約には「工事請負契約書」「工事監理業務委託契約書」等の契約書を使用ください。

※²：工事写真の撮影箇所等については「耐震診断士向けマニュアル（設計改修一括）」【資料編】をご確認ください。

注意点

□耐震改修工事及び工事監理の契約日は「補強計画設計確認通知書」の日付以降となっていますか？

「補強計画設計確認通知書」の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず「補強計画設計確認通知書」の日付以降に契約を結んでください。

□設計内容に変更がある場合は？

耐震改修工事監理報告書の【変更の概要欄】に変更内容を具体的に記入するとともに、変更した設計図書等（現況診断書、補強案診断書、図面）を工事完了後の完了実績報告時に提出してください。（P. 23 参照）

⑥耐震改修工事の完了、工事写真の整理

耐震改修工事が終わったら工事写真、材料写真を整理してください。※¹

その後、「耐震改修工事監理報告書」（実施要綱 様式第1号）や工事写真を補助事業者に提出し、工事内容について説明してください。

※1：工事写真のまとめ方については、「耐震診断士向けマニュアル（設計改修一括）」【資料編】をご確認ください。

注意点

□工事写真の管理は徹底していますか？

補強箇所の写真の撮り忘れや不鮮明で金物等が確認できないことがありますので、工事写真の管理は徹底して行ってください。写真の不足が多い場合は、追加で写真の撮影を指示することがあります。

工事写真の提出ができない場合は、その補強箇所については補助対象とできない場合があります。

⑦「完了実績報告書」等の提出

耐震改修工事が完了し、工事写真の整理・申請者への報告が済んだら、「完了実績報告書」（交付要綱 様式第8号）等を熊本市に提出してください。

熊本市は完了実績報告書を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めたときは「補助金額確定通知書」（交付要綱 様式第9号）を補助事業者に送付します。

完了実績報告時に必要な書類

提出書類	摘要
完了実績報告書 （交付要綱 様式第8号）	・ ホームページからダウンロード可能です。
耐震改修工事監理報告書 （実施要綱 様式第1号）	・ 工事中における変更点等を記載してください。
工事写真	・ 工事写真に不足が無いように提出してください。 詳細は、耐震診断士向けマニュアル（設計改修一括）【資料編】をご確認ください。
耐震改修工事及び工事監理に係る 契約書の写し	・ 契約日は補強計画設計確認通知書の日付以降にしてください。

注意点

□完了期限は厳守できていますか？

本事業での完了期限は、完了実績報告書等に不足や修正が無い状態で提出することを行います。熊本市の審査には3週間程度を要しますので、余裕をもった提出をお願い致します。

□申請者へ最終的な設計図書はお渡ししていますか？

設計図書（図面、診断書等）について、最終的に熊本市へ提出していただく設計図書と補助事業者へお渡しされている設計図書の内容が異なっている場合があります、トラブルの原因になることがあります。

完了実績報告の審査の中で、設計図書の修正をしていただく場合は、その修正した設計図書を補助事業者へお渡しください。

⑧「補助金交付請求書」（交付要綱 様式第 10 号）等の提出

「補助金交付額確定通知書」が補助事業者が届いたら「補助金交付請求書」等を熊本市に提出してください。

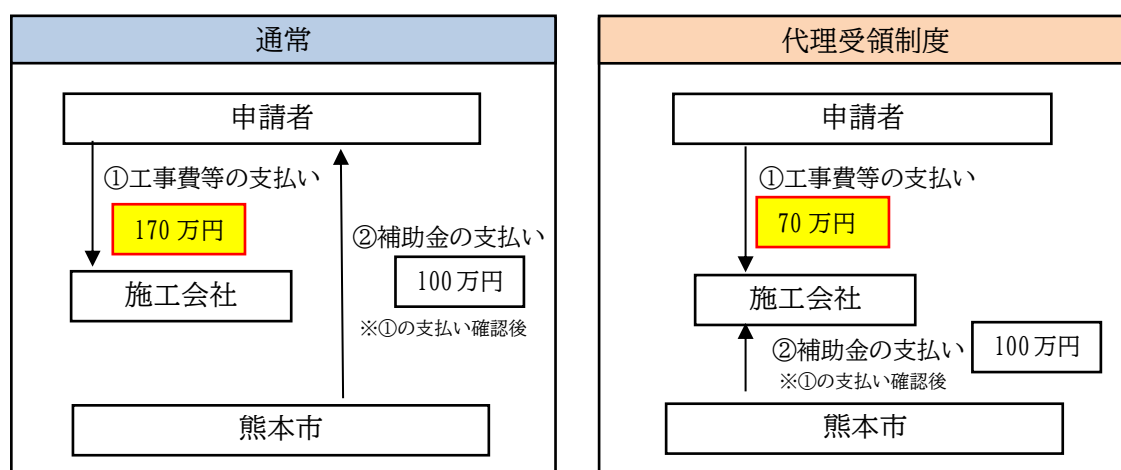
熊本市は請求があった日から 3 週間程度で、補助事業者の通帳に補助金を振り込みます。

代理受領制度について

熊本市では補助事業者の金銭的な負担の軽減を目的として、耐震診断士や施工会社等へ補助金を支払う「代理受領制度」を行うことができます。

代理受領制度を利用される場合は、「代理受領補助金交付請求書」（交付要綱 様式第 2 号）と「代理受領委任状」（交付要綱 様式第 20 号）を提出してください。

例) 工事費 170 万円、補助金 100 万円の場合



注意点

□代理受領制度を利用する場合の領収書等の金額は？

補助事業者からの工事費用等の支払いは代理受領する金額を除いた額とし、領収書については代理受領する金額（補助金額）を除いた額としてください。

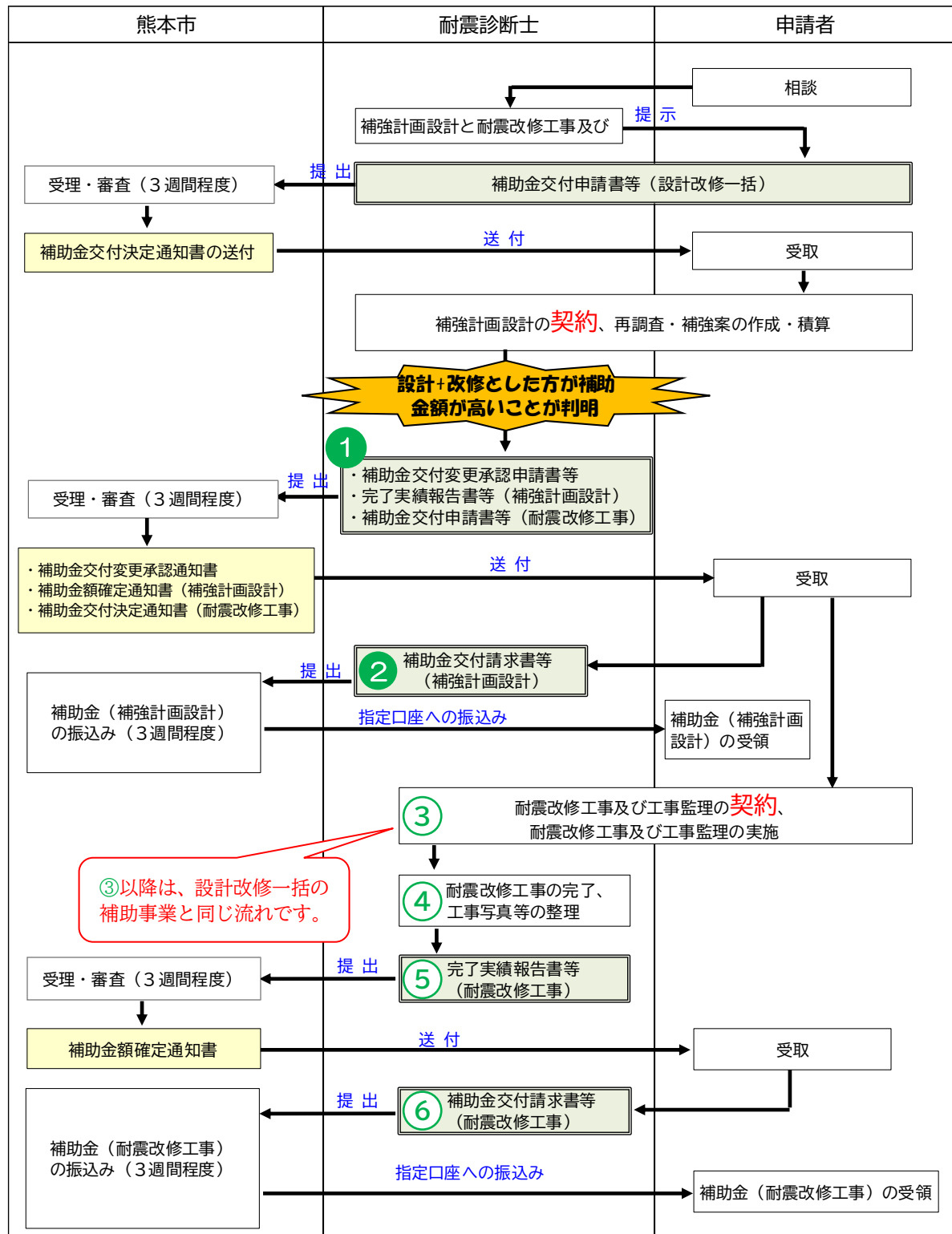
□代理受領を行う会社等が法人格を有している場合は？

「代理受領補助金交付請求書」と「代理受領委任状」に「役職名＋名前」を記載し、代表印を押印してください。個人事務所の場合は、個人名・個人印で構いません。

『設計改修一括』から『補強計画設計』と『耐震改修工事』へ補助を切り分ける場合

設計改修一括で補助金の交付決定を受けたが、補強計画設計実施後に補強計画設計（費用の2/3以内、上限14万円）と耐震改修工事（費用の1/2以内、上限60万円）の補助に分けた方が**補助金額の合計が多い**場合があります。

事業のフロー



①「補助金交付変更承認申請書」等、「完了実績報告書【補強計画設計】」等、「補助金交付申請書【耐震改修工事】」等の提出

補強計画設計完了後、『設計改修一括』から『補強計画設計』と『耐震改修工事』へと補助を切り分ける場合は「補助金交付変更承認申請書」（交付要綱 様式第3号）等、「完了実績報告書【補強計画設計】」（交付要綱 様式第13号）等、「補助金交付申請書【耐震改修工事】」（交付要綱 様式第14号）等を提出してください。

熊本市はそれぞれの書類を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めたときは「補助金交付決定変更承認通知書」（交付要綱 様式第4号）、「補助金額確定通知書【補強計画設計】」（交付要綱 様式第9号）及び「補助金交付決定通知書【耐震改修工事】」（交付要綱 様式第2号）を補助事業者に送付します。

②「補助金交付請求書【補強計画設計】」等の提出

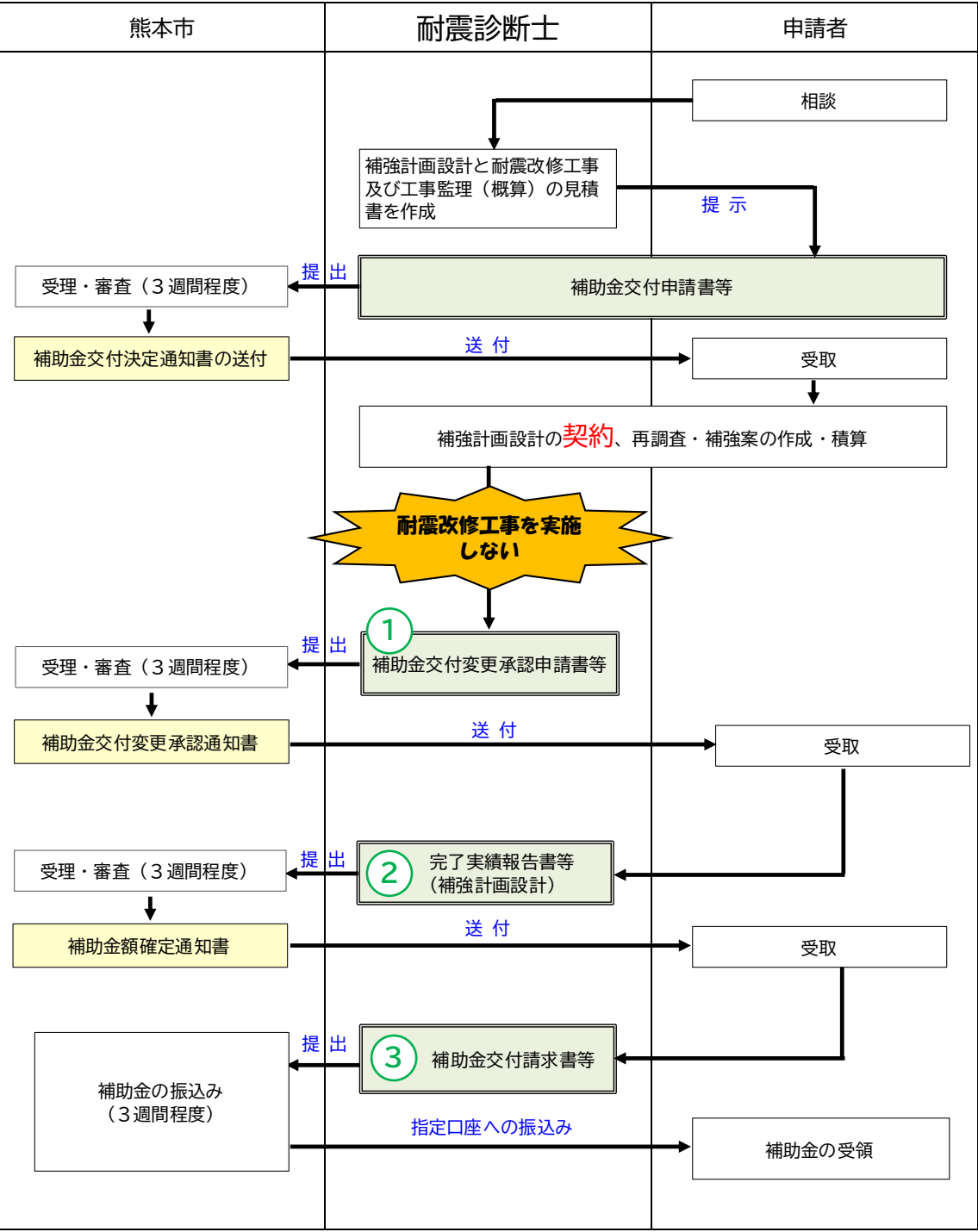
「補助金額確定通知書【補強計画設計】」が補助事業者に届いたら「補助金交付請求書【補強計画設計】」等を熊本市に提出してください。

熊本市は請求があった日から3週間程度で、補助事業者の通帳に補助金を振り込みます。

設計改修一括から補強計画設計のみへの補助に切替える場合

設計改修一括の補助金の交付を受けたが「工事金額の捻出が難しい」や「補助事業者の体調が悪い」等、やむを得ない理由で耐震改修工事を実施できない場合は、補強計画設計のみの補助（費用の2/3以内で上限14万円の補助）を適用することができます。ただし、その後、耐震改修工事を行う場合は補強計画設計と耐震改修工事の補助（費用の1/2以内で上限60万円の補助）合わせて74万円が上限となりますのでご注意ください。

事業のフロー



①補助金交付変更承認申請書等の提出

「補助金交付変更承認申請書」（交付要綱 様式第3号）等を揃えて熊本市に提出してください。

熊本市は「補助金交付変更承認申請書」を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めたときは「補助金交付変更承認通知書」（交付要綱 様式第4号）を補助事業者に送付します。

注意点

□補助事業の変更について補助事業者へご説明をされていますか？

設計改修一括（耐震改修工事費の4/5以内、上限100万円）から補強計画設計（費用の2/3以内、上限14万円）に変更をして補助金の交付を受けた場合、後になって耐震改修工事を実施したいという要望があったときは、耐震改修工事（費用の1/2以内、上限60万円）の補助を活用することになります。

詳しい内容については、熊本市に問い合わせるように補助事業者へ伝えてください。

②「完了実績報告書【補強計画設計】」の提出

「完了実績報告書【補強計画設計】」（交付要綱 様式第13号）及び添付書類を揃えて熊本市に提出してください。

熊本市は完了実績報告書等を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めたときは、「補助金額確定通知書」（交付要綱 様式第9号）を申請者に送付します。

注意点

□完了期限は厳守できていますか？

本事業での完了期限は、完了実績報告書等に不足や修正が無い状態で提出することをいいます。熊本市の審査には3週間程度要するため、余裕を持った提出をお願いします。

③「補助金交付請求書の提出

「補助金交付額確定通知書」が補助事業者に届いたら「補助金交付請求書」（交付要綱 様式第10号）等を熊本市に提出してください。

熊本市は請求があった日から3週間程度で、補助事業者の口座に補助金を振り込みます。

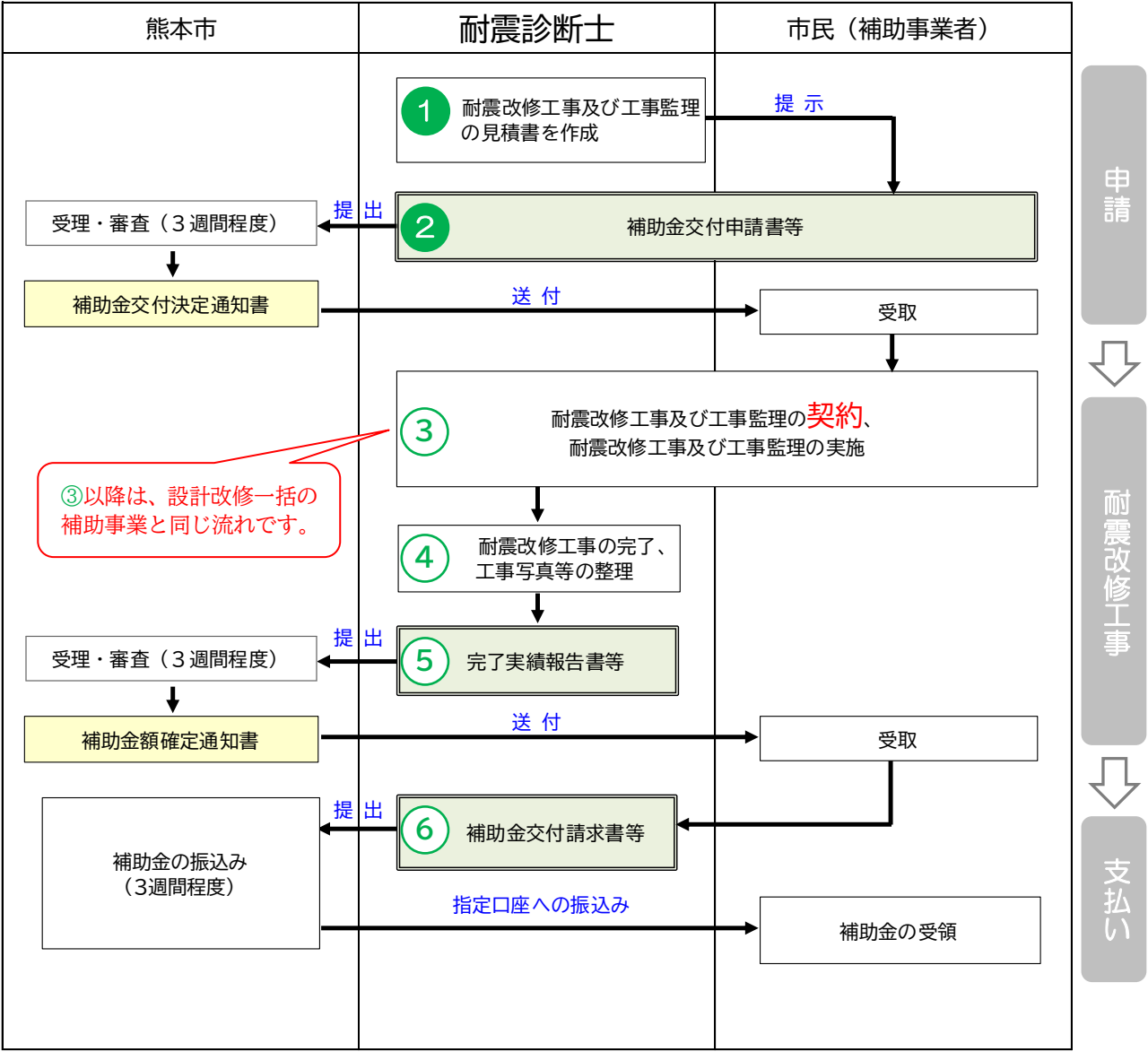
耐震改修工事のみの補助について

過去に補強計画設計を実施している※¹場合は、耐震改修工事のみの補助制度に申請することができます。

ただし、この補助制度を利用する場合、補助金の上限額は60万円となっております。

※1：補強計画設計は熊本市戸建木造住宅耐震診断士が実施していることが条件です。

事業のフロー



①耐震改修工事及び工事監理の見積書を作成

過去に補強計画設計を実施した申請者から、耐震改修工事を実施したいと相談を受けた時は、耐震改修工事及び工事監理に係る費用の見積書を作成してください。

また、補助の対象となる業務内容と工事の内容、補助金額等について説明してください。^{※1}

※1：リフォーム工事や耐震補強工事以外の修繕などの要望がある場合は、その部分の設計や工事については耐震改修事業の補助対象外となることを伝えてください。

②「補助金交付申請書」等の提出

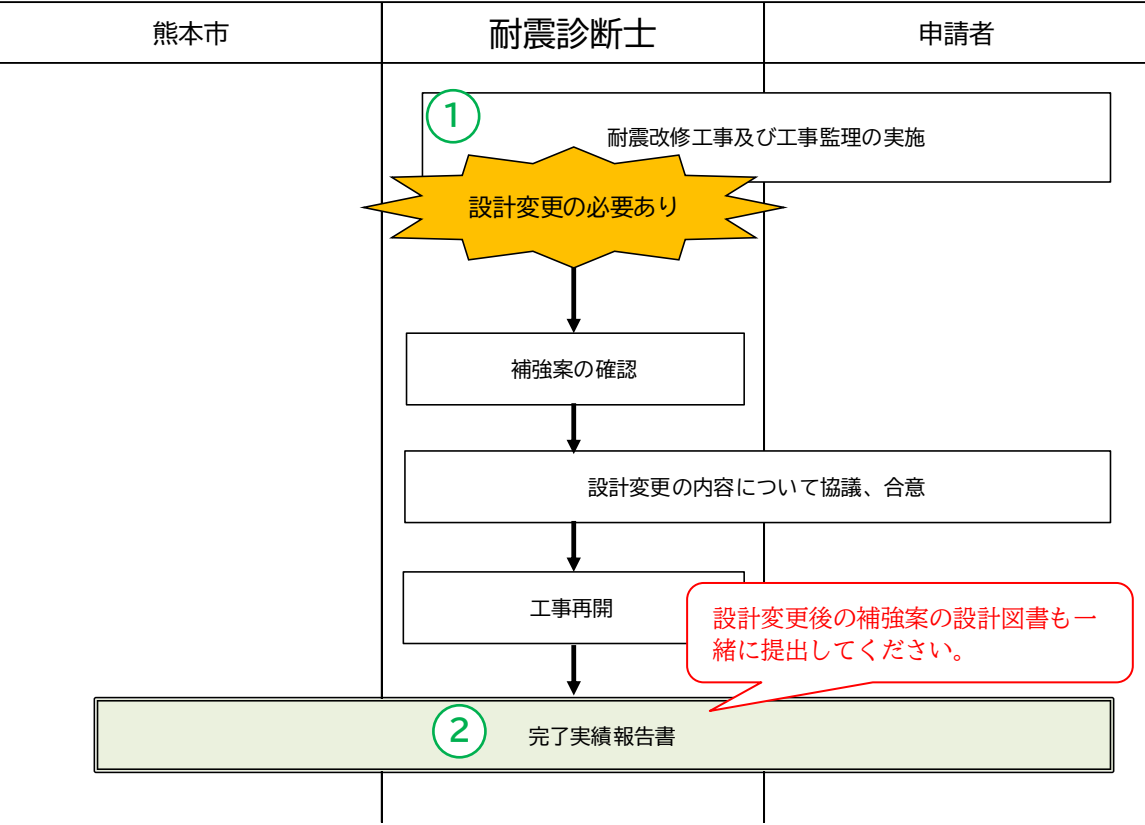
申請する際には、「補助金交付申請書」（交付要綱 様式第1号）等を熊本市に提出してください。

熊本市は補助金交付申請書を受理した後、審査を行い、内容が適当と認めた時は「補助金交付決定通知書」（交付要綱 様式第2号）を補助事業者（申請者）に送付します。

★補助事業者が「補助金交付決定通知書」を受けたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を行い、耐震改修工事及び工事監理を実施してください。

耐震改修工事中に設計変更がある場合

事業のフロー



耐震改修工事

①耐震改修工事及び工事監理の実施

耐震改修工事を実施中に設計内容の変更がある場合は、耐震診断士の責任のもと、変更後の上部構造評点の確認を行い、工事を進めてください。

注意点

□設計内容を変更する際は、補助事業者の説明をされていますか？

補強内容を変更する場合は、補助事業者と協議を行い、合意を得てから、設計内容を変更してください。

②「完了実績報告書」等の提出

設計内容を変更した場合は、「完了実績報告書」（交付要綱 様式第8号）と変更に伴う書類（図面、診断書等）を熊本市に提出をしてください。

耐震改修工事期間中に設計内容に変更がある場合は、「完了実績報告書」の提出時に下記の提出物をまとめ、提出してください。

（１）現況に変更がある場合

- ・ 現況平面図
- ・ 現況の耐震診断書（補強前の上部構造評点が1.0を超えていないことを確認）
- ・ 補強案の設計図書（耐震診断書含む）

（２）補強内容に変更がある場合

- ・ 補強案の設計図書（耐震診断書含む）
※補強後の上部構造評点が1.0を超えることを確認。

（３）見積書の項目及び耐震改修工事の金額に変更がある場合

- ・ 見積書の増減表
- ・ 変更契約書（写し）（※変更の契約を結ぶ場合）

注意点

□設計の変更の内容は「耐震改修工事監理報告書」（実施要綱 様式第1号）に記載されていますか？

設計内容を変更した場合は「耐震改修工事監理報告書」の【変更の概要欄】に変更内容を記入するとともに、変更した設計図書等（現況診断書、補強案診断書、図面）を提出してください。

耐震改修工事概算概算の見積書の参考例

耐震改修工事等の実施に係る概算見積書

熊本 太郎 様

下記の通り御見積り申し上げます。

なお、本見積は「算定式」をもとにした、おおよその金額です。

実際の工事金額は耐震診断士による補強計画設計完了後に、提示いたします。

工事名称 熊本 太郎 邸耐震改修工事

工事場所 熊本市中央区手取本町 1-1

住所 熊本市中央区手取本町 1-2
 事務所名 ひごまる一級建築士事務所
 代表者名 肥後 次郎
 耐震診断士名 肥後 二郎

肥
後

	件名	数量 (面積)	算定式	金額
	補強計画設計費		—	242,000 円 (税込)
1	耐震改修工事費 (概算)	120.00 m ²	33,000 円【単位費用】 × (1.1【耐震改修後の目標点数】 - 0.5【耐震改修前の点数】) × 120.00 m ² 【住宅の延べ床面積】	2,376,000 円 (税込)
2	工事監理費 (概算)	一式	—	242,000 円 (税込)
3	合計	—	—	2,860,000 円 (税込)
4	補助金額	—	2,376,000 円【耐震改修工事費 (概算)】 × 4/5【補助率】 (上限 1,000,000 円)	▲1,000,000 円
5	負担額 (概算)	—	—	1,860,000 円

※「耐震改修工事費 (概算)」は、平成 30 年度に熊本市の補助事業を受けた住宅の上部構造評点、延べ床面積及び工事費の平均額から作成した「算定式」を元に計算している概算工事費です。実際に工事に掛かる金額とは異なります。

※リフォーム工事や熊本地震の補修工事などの費用は含まれません。

※補強計画設計で設計案が決まり次第、別途、耐震改修工事費と工事監理費の見積書を作成します。

□耐震改修工事概算見積書の作成時の注意点

・黄色い文字は「補助金交付申請書など一式 (設計改修一括、補強計画設計、耐震改修工事) excel」から自動入力されます。

・目標点数は 1.1、1.25、1.5 から選択してください。

・耐震診断士の押印が必要です。

・概算金額算出のための床面積は原則、耐震診断書に記載される床面積を使用してください。

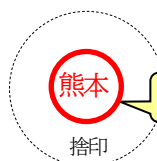
・耐震診断ソフトによっては、必要耐力算定用面積しか記載されない場合があるので、その際は登記事項証明書や建築確認の床面積を根拠としてください。

・自動計算で算出された金額の端数を切らないでください。

補助金交付申請書の記入例

戸建木造住宅【改修】
様式第1号（第4条関係）

熊本市長 大西 一史 様



年 月 日
提出時に記入

申請者 住所 熊本市中央区手取本町1番1号

「住民票」の住所を記入してください。

氏名 熊本 太郎

電話番号 096-111-1111

補助金交付申請書
(設計改修一括)

本事業で使用する印鑑は、今後、すべてこの印鑑を使用していただくことになります。

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象住宅
所在地（地番）

熊本市 中央区 手取本町1110

「登記事項証明書」等の地番を記入してください。

2 補助対象経費 金 1,250,000 円

3 補助金交付申請額 金 1,000,000 円

「事業計画書」で算出した額を記入してください。

4 完了予定日

2023年1月31日

2023年1月31日と記入してください。

5 添付書類

書類	分類	確認欄
(1) 事業計画書（別紙1）		
(2) 補助計画設計の見積書の写し		
(3) 耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し		
(4) 住民票の写し		
(5) 住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書）		
(6) 市税の滞納がないことの証明書の写し		
(7) 補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（別紙2）		
(8) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建1築年月日がわかるもの ※(5)により建築年が確認できる場合は省略可能。		
(9) 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、災害対策基本法に基づく罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第2号）		
(10) 耐震診断結果報告書の写し		
(11) 現況写真（外観写真2方向以上）		
(12) 手続きを委任する場合は、委任状（別紙3）		
(13) その他市長が必要と認める書類		

事業計画書の記入例

(第一面)

戸建木造住宅【改修】

別紙1 (様式第1号、様式第15号、様式18号関係)

事業計画書 (設計改修一括、建替え設計工事一括、耐震シェルター工事)

申請者	住 所	熊本市中央区手取本町1番1号						「住民票」の住所を記入してください。
	氏 名	熊本 太郎						
住宅概要	所在地 (地番)	熊本市 中央区 手取本町1110						「登記事項証明書」等の住所を記入してください。
	用 途	☒ 一戸建て住宅 ☐ 貸家 ☐ 併用住宅 (☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ())						
	階 数	☐ 平屋 ☒ 2階建て ☐ 3階建て						
	規模・床面積			住宅部分	住宅以外の部分	小計	合計	
		昭和56年5月31日以前に着工した部分	1階	76.89 m ²	0 m ²	76.89 m ²	105.77 m ²	
			2階	28.88 m ²	0 m ²	28.88 m ²		
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
		昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に増築した部分	1階	14.23 m ²	0 m ²	14.23 m ²	14.23 m ²	
			2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
		平成12年6月1日以降に増築した部分	1階	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	
			2階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
			3階	0 m ²	0 m ²	0 m ²		
			1階計	91.12 m ²	0 m ²	延床面積 120 m ²		
		2階計	28.88 m ²	0 m ²				
		3階計	0 m ²	0 m ²				
	小 計	120 m ²	0 m ²					
	建築年月日	昭和54年 4月30日						
	建築確認	昭和54年 1月31日 (第 1234 号)						
耐震診断の概要	熊本市の制度の利用	☒ 有り (令和元年度) ☐ 無し						
	現況の耐震診断結果 (上部構造評点)	1階X方向	1階Y方向	2階X方向	2階Y方向			
		0.35	0.43	0.83	0.91			
		3階X方向	3階Y方向					

設計改修一括は (第二面)、建替え設計工事一括は (第三面)、耐震シェルター工事は (第四面) に続く

補強設計者 及び補強工 事監理予定 者の概要	建築士事務所	(熊本県) 知事登録 第00000号 事務所名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所 住 所 熊本市中央区熊本城1番1号 電話番号 096-111-2222	
	建築士	(一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録 第0000000号 氏 名 肥後 二郎	
補強施工予 定者の概要	補強施工者	☒ 補強施工者未選定 ☐ 補強施工者選定済み (下欄に記載)	
		会社名 住 所 電話番号 担当者	
交付申請額 の算定	見積額 (消費税を含む)	補強計画設計に要する費用	230,000 円
		耐震改修工事に要する費用 (概算)	2,809,125 円 (①)
		耐震改修工事の工事監理に要する費用 (概算)	200,000 円
	補助対象経費の上限額	1,250,000 円 (②)	
	補助対象経費	① ②のうち最小の額 (注1) 1,250,000 円 (A)	
	交付申請額 (= A × 4 / 5)	1,000,000 円	
補強計画設計着手予定日		2022年 6月10日	
耐震改修工事着手予定日		2022年10月 5日	
完了予定日		2023年 1月31日	
備考			

2023年1月31日と記入してください。

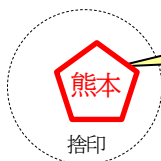
(注1) 補助対象経費は、5千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とすること。

補助事業の実施に係る同意書の記入例

申請住宅に「共有者」又は「賃借人」がない場合は、この書類を提出する必要はありません。

戸建木造住宅【改修】

別紙2（様式第1号、様式第14号、
様式第15号、様式第18号）



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

熊本市長 大西 一史 様

補助事業の実施に係る同意書

（ 設計改修一括 ・ 耐震改修工事 ・ 建替え設計工事一括 ・ 耐震シェルター工事）

下記の住宅について、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を実施することに同意します。
また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

1 対象住宅

所在地（地番）

熊本市 中央区 手取本町1110

2 共有者等

住所 熊本市 中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 花子

電話番号 090-2222-2222

熊本

住所

氏名

電話番号

住所

氏名

電話番号

住所

氏名

電話番号

印

印

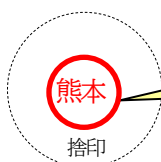
共有者、賃借人がいる場合に記入してください。
※印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい

※対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、同意を得て2に記入すること。

委任状の記入例

戸建木造住宅【改修】
別紙3（様式第1号、様式第14号、
様式第15号、様式第18号）

熊本市長 大西 一史 様



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

委 任 状

（ 設計改修一括 ・ 耐震改修工事 ・ 建替え設計工事一括 ・ 耐震シェルター工事）

私は、 肥後 二郎 を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。

☒	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任
----------------------------------	---

2. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

☐	交付申請（第4条）	☐	変更申請（第7条）
☐	補助事業の中止又は廃止（第8条）	☐	状況報告（第10条）
☐	補強計画設計の報告（第11条）	☐	建替え工事の着手届（第14条）
☐	完了実績報告（第15条）	☐	補助金の請求及び交付（第17条）
☐	完了後の報告等（第21条）	☐	

対象住宅の所在地（地番） 熊本市 中央区 手取本町1110

申請者（委任する方）

住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎

熊本

代理者（窓口に来る方）

住所 熊本市中央区熊本城1番1号

会社名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所

氏名 肥後 二郎

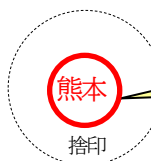
肥後

り災報告書の記入例

申請住宅が「昭和56年5月31日以前に着工したもの」又は「罹災証明書がある」場合は、この書類を提出する必要はありません。

診断士派遣【要綱】
様式第2号（第3条関係）

熊本市長 大西 一史 様



捨印を押印

年 月 日

提出時に記入

申込者 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎

熊本

電話番号 096-111-1111

罹災報告書

下記のとおり、平成28年熊本地震により罹災したことを報告します。

記

1 住宅の所在地 熊本市 中央区 手取本町1110

2 被害概要

3 添付書類（次のいずれかの書類を添付）

- (1) 被災状況を記録した写真
- (2) 被害の修復に要した経費を証する書類
- (3) 建築士による被災状況確認証明書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類



○基礎のクラック



○クロスの割れ

地震の被害が分かる写真（2～3枚程度）をA4の紙などに貼り付けて、添付してください。

熊本市 住宅政策課 住宅支援班（市役所9階）

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2449

FAX番号：096-359-6978

メールアドレス：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp
